

# 定 款

公益社団法人熊本県畜産協会

# 公益社団法人熊本県畜産協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人熊本県畜産協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、畜産業を営む者及びその組織する団体の経営・運営指導、家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導、畜産物価格等の安定対策、家畜の改良・登録等を推進して、畜産経営の安定的発展と畜産の振興に寄与し、もって国民への安全・安心な畜産物の安定的供給に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域振興に資する畜産経営体の育成・経営支援及び畜産に関する情報の提供・普及啓発を推進する事業
- (2) 国民生活の安全安心に資する家畜衛生対策を推進する事業
- (3) 国民生活の物価安定に資する畜産物価格等の安定対策を推進する事業
- (4) 畜産経営の安定に資する家畜の改良・登録を推進する事業
- (5) 会員や関係団体と連携し畜産振興を図る事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、熊本県内において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助する目的で入会した団体又は個人

(会員の資格の取得)

第6条 協会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、会長が別に定めるところにより、入会申込書を会長に提出し、理事会の決議を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会で定める会費規程により会費を支払う義務を負う。

(資金の寄託等)

第8条 協会は、第35条の基金に充てるため、会員からの資金の寄託及び関係行政機関からの補助を受けることができるものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会で別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 協会は、総会において除名の決議がされたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 総会

##### (構成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

##### (権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
  - (5) 理事及び監事に対する費用の弁償の基準
  - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
  - (7) 定款の変更
  - (8) 解散及び残余財産の処分
  - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

##### (開催)

- 第14条 総会は、通常総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- 2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

##### (招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、総会の1週間前までにその会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面をもって、議決権を行使することができることとするときは、開催日

- の2週間前までに通知しなければならない。
- 5 総正会員の同意がある場合は、前項の招集手続きを省略することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による決議)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の日時の直前の業務時間の終了時までには協会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使するものは、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、出席した会長及び総会で選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第21条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上22名以内
  - (2) 監事 1名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。
  - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。

### (理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通

常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(費用弁償等)

第28条 理事及び監事に対して、総会で別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(基金)

第35条 協会に、第4条の事業を執行するために、基金を造成することができる。

2. その他畜産事業推進に係る生産者等積立金による基金造成及び運用に関する事業についても基金を造成することができる。

3. 本条に規定する基金は、法人法第131条に規定する基金にはあたらないものとする。

(事業年度)

第36条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告



- (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分の制限)

第42条 協会は、剰余金の配分を行うことができない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総

会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第44条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第45条 協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## 第10章 事務局

（事務局）

第46条 協会にその事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員の任免は会長が行うこととし、重要な職員については会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第11章 補則

（業務規程等）

第47条 この定款に定めるもののほか、第4条第3号の事業に係る業務規程は総会の決議を経て、また第4条の事業に係る業務方法書及び諸規程については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

- 2 前項の業務規程及び業務方法書については、知事の承認を受けなければ作成又は変更することができない。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長は穴見盛雄とし、最初の専務理事は高野敏則とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人熊本県畜産協会の定款は、前項に規定する解散の登記の日に廃止する。